

化学物質管理者講習

化学物質管理者の“管理義務違反”で「全国初の送検」

【ニュース】工場の乾燥炉でシンナーが引火・爆発し、2名死亡・1名重傷の重大災害が発生し、令和8年4月、北大阪労働基準監督署は、化学物質管理者にリスクアセスメントの実施状況を管理させていなかったとして、塗装会社及び役員を書類送検しました。化学物質管理者による管理責任が厳しく求められています。



(イメージ図)

【講習内容】

●令和6年4月1日から、有機則・特化則等に基づく個別具体的な規制に加え、トルエン・キシレン等個別具体的な規制対象物質以外の**一定の危険性・有害性の確認された化学物質**について、次の者から化学物質管理者を選任し、ばく露防止措置の実施やリスクアセスメントの実施等を行わせなければなりません。

- ①**製造**する事業場は、「化学物質管理者講習」を受講した者
- ②**取扱のみ**を行う事業場は、「化学物質管理者に準ずる講習」を受講した者

●講師は、労働衛生コンサルタントで作業環境測定士等の実務経験を有するなど「化学物質管理専門家」が担当し、受講された方には、即日「**修了証**」を交付します。

1. 開催日時

①化学物質管理者講習

令和8年11月5日(木)～6日(金)/令和9年2月8日(月)～2月9日(火)

②化学物質管理者に準ずる講習

令和8年8月25日(火)/10月26日(月)/12月7日(月)/令和9年2月18日(木)

2. 会場

エル・おおさか（大阪府立労働センター）南館

3. 講習料金

（会員とは：当連合会・支部、大阪府下の労働基準協会会員の方）

①化学物質管理者講習

会員 41,580円／一般 45,980円

②化学物質管理者に準ずる講習

会員 19,140円／一般 22,440円

適格請求書発行事業者の登録番号:T7120005015256

4. 申し込み方法等

当連合会のホームページをご覧ください。

①化学物質管理者講習の申込はこちら

②化学物質管理者に準ずる講習の申込はこちら



はじめました

【公式】LINEはじめました！
友だちになって最新情報をGETしよう



厚生労働省 大阪労働局長 登録教習機関〈登録第1号〉

公益社団法人 大阪労働基準連合会

〒540-0033 大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館4階

TEL : 06-6942-7401

Hp : <https://www.daikiren.or.jp/>

